

公募助成（活動及び研究）に関してお問い合わせをいただく「ご質問」をまとめました。募集要項や記入例とあわせて、申請に際しての参考にしてください。

## 1. 募集概要

- 事故、災害や不測の事態に対する備えに関する活動※及び研究
- 事故、災害や不測の事態が発生した後の心身のケアに関する活動※及び研究
- ※東日本大震災、平成26年広島市土砂災害及び平成30年7月豪雨（西日本豪雨）に関する被災地・被災者支援活動を含む

Q. 対象となる「不測の事態」とは具体的にどのようなものを想定しているのですか。

A. 例えば、身近な人が突然の心臓疾患で倒れた場合や、事故や災害だけでなく病気などに起因する突然死のように突発的で予測し難い事態を想定しています。

Q. がんなどの病気を治癒するといったことも助成対象になるのですか。

A. 事故・災害や不測の事態に関連づけられない病気治癒に限定されたテーマは助成対象とはしていません。

Q. 自殺に関連したものは助成対象になるのですか。

A. 自殺（自死）については、「不測の事態」であり、助成対象として位置づけています。

Q. 障がい者のサポートを行っている団体ですが、助成対象になりますか。

A. 単純に障がい者のサポート活動に限定するといった福祉的な活動では助成対象とはなりません。例えば、同障がいを通じた「防災・減災」といったことや、障がい者の「不測の事故」を防ぐ活動、研究等は十分に対象となります。

Q. 防災備品の購入は助成対象となるのですか。

A. 防災備品の購入は助成の対象となると考えますが、例年、多くの自主防災組織から地域の防災に関する助成申請を頂戴しております。そういった中から審査の上、助成させていただく活動を決定いたしますので、単に防災備品を購入するだけといった内容より、防災備品を購入することでどういった活動が可能になり、どういった成果があがるのかが重要となります。いわば、申請者自身が受益者になる活動より、申請者の活動がどのように他者を益するのが重視されます。

Q. 認知症患者の介護や老老介護で介護・看護する側の方々へのケアを検討していますが、助成対象になりますか。

A. 助成活動で実施するケアの対象者が「事故・災害や不測の事態」により介護・看護することとなった方々が含まれていれば対象となりますが、対象者が先天的な病気の患者を介護・看護する方々に限定されると対象として難しいと考えます。

Q. 同一活動への助成は連続3回までとありますが、それ以上の継続は認められないのですか。

A. 3年連続で助成対象となった活動については、4年目の公募助成にはご応募いただけません。

(例1) 2016年度を助成期間とした活動が最初に採択された場合

助成期間	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
継続年数	1年目	2年目	3年目	4年目
助成の可否	○	○	○	×

(例2) 過去連続3回の継続助成があり、一旦年数があいた場合

助成期間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
継続年数	1年目	2年目	3年目	申請なし	1年目
助成の可否	○	○	○	—	○

なお、同じ団体の方が連続してご応募いただく場合であっても、活動内容が異なっていれば継続とはみなしません。

1年目が採択されたからといって、必ず連続3回採択されるわけではありません。応募の都度審査のうえ、引き続き当財団が助成を行う必要性が高いと判断した場合には助成を行います。

Q. なぜ継続が認められないのですか。

A. 限られた枠内で特定分野に偏らないよう活動や研究の分野別バランス等を総合的に勘案し、助成対象を決定しますが、長期間にわたり、同一活動をしている同一団体へ継続して助成すれば、新規団体の応募機会や採択数が少なくなるという影響が考えられます。

継続して助成することを全く否定しているわけではありません。そのため、3回連続という枠を決めさせていただいております。

Q. 2018年度で3年連続助成してもらっていますが、2019年度公募助成に申請するにあたり、どの程度、内容が変わっている必要があるのですか。

A. 審査はあくまで事業審査評価委員会が行いますので、事業審査評価委員会での審査の際に、これまでと異なる活動と受け止められるかどうか、ということになります。例えば、活動の趣旨までも大きく変える必要はないかもしれませんが、活動の名称もこれまでと同様であり、実施している内容や時期、活動手法が良い意味で変化していなければ内容が変わっているとはなかなか認められないと考えます。

Q. 特別枠とはどういったものですか。

A. 2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日まで)の1年間を助成期間とする活動助成のうち「東日本大震災」、「平成26年広島市土砂災害」及び「平成30年7月豪雨」(西日本豪雨)による被災地、被災者支援活動が対象となります。通常の活動助成とは以下の点で取扱いが異なります。

○通常の活動助成との違いについて

- ・活動助成は、同一活動を行う場合は連続3回までですが、特別枠にはその制約がありません。
- ・継続助成の回数にかかわらず助成を行うのは、柔軟かつ長期的な支援が必要である現状を踏まえ、被災者支援を継続的に実施していくためです。
- ・活動助成の応募資格のひとつに「募集開始時点において1年以上の継続的活動実績のある団体」という条件がありますが、特別枠においては不問です。

Q. 総額で約5,000万円とのことですが、特別枠だけの助成金総額はいくらですか。

A. 特別枠の助成金額総額という設定はしておりません。2019年度公募助成の助成金総額として、総額5,000万円程度を予定しています。

Q. 東日本大震災、平成 26 年広島市土砂災害及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）の被災者支援活動で申請する場合、自動的に「特別枠」に割り振られるのですか。それとも申請者が選択するのですか。

A. 東日本大震災、平成 26 年広島市土砂災害及び平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）の被災者支援活動を行う場合は、申請段階で「特別枠」を選択していただきます。  
なお、「特別枠」で申請する場合、「1 年以上の活動実績」や「継続助成連続 3 年まで」といった制約はありません。他の条件は通常の活動助成と同様であり、「特別枠」であるかどうかは審査に影響しませんので、「特別枠」として申請していただければと考えます。

Q. 2017 年 4 月の熊本地震や 2018 年 7 月の九州北部豪雨等に対する被災地、被災者支援活動は、特別枠とはならないのですか。

A. 当該地域に対する支援活動は特別枠としての設定はありませんが、通常の活動助成への応募は可能です。なお、応募資格に記載のとおり、活動拠点が近畿 2 府 4 県にあり、近畿 2 府 4 県内で主要な活動をしている団体が対象です。当該被災地域だけの活動を目的とした内容では助成対象要件を満たさないと考えております。

## 2. 助成対象（応募資格）

### 【活動助成】

○以下の条件を全て満たす団体

①近畿 2 府 4 県に拠点のある非営利の民間団体

※特別枠である平成 26 年広島市土砂災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県に、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県及び岡山県に拠点のある非営利の民間団体も対象

②募集開始時点（2018. 10. 1）において 1 年以上の継続活動実績のある団体

○上記の条件を実質的に満たすものとして当財団が認める団体

※「特別枠（東日本大震災、平成 26 年広島市土砂災害及び平成 30 年 7 月豪雨に関する支援活動）」については②は不問

### 【研究助成】

○以下に掲げる条件を満たす研究者（共同研究の場合は、代表研究者）を助成対象

近畿 2 府 4 県にある大学、大学院（附属機関含む）、大学共同利用機関、高等専門学校、公的研究機関、医療機関の何れかに所属している研究者で、当該機関で実質的に研究できる方（国籍等は不問）

Q. 「近畿 2 府 4 県に拠点のある」ことが条件となっていますがなぜですか。

A. JR 西日本あんしん社会財団は、JR 西日本が平成 17 年 4 月 25 日に福知山線で重大な事故を惹き起こしたことの反省の上に立って設立された公益財団法人です。設立の経緯や財団の拠点が大阪にあることなどから、まずは身近な地域社会を対象とした範囲での事業を行っています。

Q. 「近畿 2 府 4 県に拠点のある」ことが条件となっていますが、例えば東京に本部がある組織の大阪支部が行う活動は対象となりますか。

A. 「近畿 2 府 4 県に拠点のある」支部等が活動の中心となるのであれば対象となります。

Q. 団体の拠点は近畿 2 府 4 県にありますが、活動の実施場所はそれ以外でもよいのですか。

A. 応募資格として活動場所に制限はありません。

Q. 広島県及び岡山県に拠点がある団体が、通常の活動助成や、同じ特別枠である東日本大震災への支援活動助成へ応募することはできないのですか。

- A. 広島県及び岡山県に拠点がある団体については、通常の活動助成や東日本大震災の被災地・被災者支援活動への応募対象にはなりません。あくまでも平成 26 年広島市土砂災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県に、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による災害に関する被災地・被災者支援活動については広島県及び岡山県に限定した募集としています。

Q. 1 年以上必要な活動実績とは、申請した助成活動に関連した活動を指すのですか。

- A. この基準は、申請された助成活動が実質的に遂行できるかどうかを判断する目安の一つと考えていますので、継続して活動している期間が 1 年以上であれば、その活動内容が何であれ対象となります。なお、特別枠については不問としています。

Q. 法人格は無くてもよいとありますが、自治会や学生サークルも非営利の民間団体として対象となるのですか。

- A. 地域の自治会、学生サークルも対象となります。これまでも採択された実績があります。

Q. サークルも対象となるようですが、大学公認のサークルでなければならないのですか。

- A. 大学公認の必要はありません。応募資格を満たせば結構です。

Q. 1 つの団体で複数の事業について申請することはできるのですか。

- A. 同一団体から複数の事業を申請していただけます。

Q. 他の団体の助成事業にも応募していますが、申請しても構わないのですか。

- A. 申請しても構いません。当財団のお申し込みフォームに、他団体からの助成状況や申請状況の記載欄がありますので、そちらへ現在の状況を記載してください。

Q. 代表研究者は近畿 2 府 4 県の研究機関に所属していますが、共同研究者が近畿 2 府 4 県の研究機関に所属していない場合、研究助成の対象となるのですか。

- A. 代表研究者が近畿 2 府 4 県の研究機関に所属している場合、共同研究者が近畿 2 府 4 県の研究機関に所属していなくても対象となります。

Q. 研究助成に学内推薦は必要なのですか。

- A. 特に必要ではありません。

Q. 同一大学から複数の研究者が応募してもよいのですか。

- A. 応募は可能です。

Q. 大学院生ですが、研究助成への応募は可能ですか。

- A. 近畿 2 府 4 県にある大学、大学院（附属機関含む）、大学共同利用機関、高等専門学校、公的研究機関、医療機関の何れかに所属している研究者で、当該機関で実質的に研究できる方（国籍等は不問）という応募資格を満たせばよいので、大学院生でも応募は可能です。

Q. 研究助成については、継続は認められないのですか。

- A. 単年度で研究が完了するものを助成対象とします。

Q. 研究助成については、単年度内に学会等での発表も含めて完了しなければならないのですか。

- A. 学会での発表等は助成期間外でも結構です。ただし、助成を受けた研究の成果は、募集要項にも記載しているとおり、助成期間終了後できるだけ早い機会に、学会や大会、学会誌への発表等により必ず公表してください。

### 3. 助成金等

- 助成期間は「2019. 4. 1 から 2020. 3. 31 まで」の1年間＝領収証の期日がこの期間のもの
- 助成金額は、活動助成で1件あたり70万円以下、研究助成で1件あたり200万円以下
- 助成金総額は活動、研究合わせて5,000万円程度を予定
- 助成金の使途は助成活動や研究にかかる直接的な必要経費とし、自己資金はなくてもよい。
  - ・団体の日常的な運営や、別の研究も含めた日常的にかかる経費（人件費、家賃、水道光熱費、通信費等）は対象外
  - ・特に人件費については、助成活動に関するイベントのアルバイト代や助成対象となる研究に必要なアルバイト代等を対象としており、団体メンバーや研究者及び共同研究者への日当、謝金は原則対象外
- ※研究助成で、助成金を所属研究機関が管理する場合は、その管理費は必要経費として助成対象となる。助成金を所属研究機関が管理しない場合、経常的に発生する間接経費は全て助成対象外。
- 助成金は、助成期間開始前の2019年3月下旬に一括して入金

Q. 2019年4月1日以降の活動や研究に要するために、2019年3月31日以前に使った経費は対象となるのですか。

A. 2019年4月1日以降の活動や研究に要するためであっても、領収証の日付が2019年3月31日以前のものは対象となりません。

Q. 助成金総額5,000万円とあるが、活動助成と研究助成とで割合は決まっているのですか。また、活動助成のうち特別枠に充当される金額は決まっているのですか。

A. 総額5,000万円を活動助成、活動助成（特別枠）、研究助成にいくらずつ割り振るかといった割合は決まっています。申請内容を1件1件審査し、全体のバランスも考慮した上で採択することになります。

Q. 通常雇用している契約社員やアルバイトに、助成活動に関するイベントのためにスタッフとして働いてもらう場合、人件費として助成金を充当できるのですか。

A. 通常雇用している契約社員・アルバイトの方に対する賃金は原則として対象となりません。

Q. 研究助成では所属機関が管理する場合、その管理費は対象となるそうですが、管理費に対する助成金額の上限はあるのですか。

A. 上限は設けておりません。

Q. 研究助成金については大学で機関管理を行います。研究助成の募集要項に全ての支出に対して客観的な領収書が必要との記載があるのですが、大学で領収書を保管するため、提出ができません。どのようにすればよいのですか。

A. 大学等の所属研究機関で助成金を管理する場合であっても、基本的には、領収書の原本を提出していただきたいと考えております。ただし、研究機関の管理ルールによって、領収書がご提出いただけない場合はご相談ください。

Q. 大学の規程上、研究者に対して日当を含めた一定額で旅費の支給を行っています。そういった場合でも日当は助成対象になりませんかでしょうか。

A. 対象としておりません。当財団としてはあくまでも研究に直接関係する費用のみを助成の対象としています。

Q. 研究助成において、研究が終了の際に残額がある場合にはどうすればよいでしょうか。

A. 予定した研究が完了し、研究費に残額が生じた場合は、返還していただくことになります。

#### 4. 申請

Q. 公募助成に応募したいと考えています。申請書を郵送することはできますか。

A. 公募助成のお申し込みフォームを当財団のホームページ上に募集開始（2018年10月1日）と同時にご用意します。必要事項を入力の上お申し込みください。郵送での受付はしておりません。

Q. 特に団体の代表者を置いていない場合はどうすればよいのですか。

A. 現段階で代表者がいらっしゃらない場合は、当該公募助成の申請にあたって責任をもって代表いただける方を代表者に指定していただきます。

なお、審査の結果、採択された場合には、当財団理事長と代表者の方との間で覚書を締結させていただきます。

Q. 申請する時点で、一部の計画が不明確で記載できません。どうすればよいでしょうか。

A. 申請するにあたっての必須事項もございます。可能な限り、判明している範囲で記載いただくようお願いいたします。例えば、現時点で不明であっても、いつ頃明確になる予定なのかといったことなど、不明な中でも分かる情報があるはずです。事業審査評価委員会でもよく理解できるように可能な限りの情報を記載してください。

Q. 収支計画の欄に自己負担金とありますが、一部自己負担しなければならないという意味ですか。

A. 自己負担金は必須ではありません。自己負担金の比率が決まっていたり、自己負担金があることで選考が有利になることもございません。

Q. 申請書の内容を添削してほしいのですが。

A. 公平な審査に支障いたしますので、申請書の添削等のご相談には応じかねます。

Q. 申請を検討しているのですが、相談に乗ってくれませんか。

A. 個別にご相談をお受けする相談会を開催いたします。詳しくはホームページをご覧ください。  
なお、申請書を提出していただくと、公平な審査を行うために、ご相談にはお応えいたしかねます。また、個別相談会に参加できない場合は可能な限り対応させていただきますのでご連絡ください。

Q. 個別相談会はどのような内容ですか。

A. 募集内容の詳細なご説明のほか、助成金の使途や申請方法等について、当財団のスタッフが対面形式でご相談をお受けするものです。

Q. 個別相談会は予約制ですか。相談の順番はどうなっていますか。

A. 予め当財団ホームページのお問い合わせフォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。  
ご相談の順番につきましては予めお申し込みいただいた方を優先してご案内させていただきます。

Q. ホームページから事前の申し込みをせずに当日訪れることになった場合、対応してくれますか。

A. 事前のお申し込みがなくともご相談いただけますが、予め当財団のホームページからお申し込みいただいた方が優先となりますので、ご承知おきください。

Q. 参加する人数の制限等がありますか。

A. 基本的に人数制限はしておりませんが、当財団職員がテーブルを挟んで個別にご相談に対応させていただきますので、多くとも2～3人までであれば、ご相談への対応がスムーズにいくかと存じます。

## 5. 選考方法

Q. 助成先の選定にあたっては、どのような方法で選考するのですか。

A. これまでと同様に、当財団の助成事業の審査・評価を行う事業審査評価委員会が、提出された申請書を読み込んで評価・審議を行い、助成対象を選定して理事会に答申し、理事会が答申結果をもとに採択を決定します。

Q. 事業審査評価委員会とは、どのような役割があるのですか。

A. 当財団の助成事業の審査や評価等を行っていただくため設置したものであり、財団事業に関わる学識経験者等の有識者にメンバーとなっていていただいております。

Q. 選考基準について教えてください。

A. 助成の趣旨に合致することを最も基本的かつ重要な判断基準としながら、「社会的な必要性」、「独創・先駆性」、「計画性」、「経費の合理性」に加えて、特定分野に偏らないよう活動や研究の分野別バランス等を総合的に勘案し、助成対象を決定します。

Q. 自己負担金があるほうが採択されやすいといったことはあるのですか。

A. 自己負担金の有無は審査には影響しません。

Q. 公募助成に関する個別相談会に出席したことで少しでも選考に有利になるのですか。

A. 公平な審査を行いますので、相談会等でご相談いただいた内容が選考結果に影響することは一切ありません。

## 6. その他

Q. 1年間の助成期間中に、求められる成果はありますか。

A. 申請される際には、活動・研究の目的や実施方法とあわせて、その成果も記載していただきます。当然ながら助成期間終了後は、申請された成果が最終的に達成しているかどうかを求められることとなります。

Q. 求められる成果を達成できなかった場合、助成金はどうなるのですか。

A. 申請書に記載された本助成対象事業の成果が明らかに期待できない場合や、助成対象事業の目的以外に助成金を使用した場合など、助成金の全額もしくは一部を返還していただくことがあります。